

文京区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二十五日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第五十八号

文京区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

文京区印鑑条例施行規則（昭和五十年九月文京区規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「個人番号カードをいう。」の下に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第二号中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。